

長野県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年7月12日

長野県議会議長 宮本 衡 司

長野県議会規則第1号

長野県議会会議規則の一部を改正する規則

長野県議会会議規則（昭和35年長野県議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

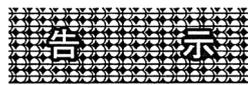
第18条中「出産」を「出産、育児、介護」に、「事故」を「やむを得ない事由」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議 事 課



長野県告示第391号

令和3年3月31日専決処分した令和2年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和3年7月12日

長野県知事 阿部 守 一

令和2年度長野県一般会計補正予算（第15号）

1 歳入歳出予算補正

（単位：千円）

(1) 歳 入

款	補正前の額	補 正 額	計
1 県 税	226,868,659	1,432,994	228,301,653
3 地 方 譲 与 税	32,903,001	842,994	33,745,995
5 地 方 交 付 税	203,132,925	3,663,151	206,796,076
6 交通安全対策特別交付金	678,000	△ 11,156	666,844
7 分担金及び負担金	3,294,749	7,142	3,301,891
8 使用料及び手数料	16,150,929	65,496	16,216,425
9 国 庫 支 出 金	269,868,782	51,354	269,920,136
10 財 産 収 入	1,568,763	217,109	1,785,872
12 繰 入 金	16,910,879	△ 4,800,000	12,110,879
14 諸 収 入	100,957,663	△ 1,400,190	99,557,473
15 県 債	187,323,000	△ 9,752,000	177,571,000
歳 入 合 計	1,160,603,906	△ 9,683,106	1,150,920,800

(2) 歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費	61,937,581	3,255,042	65,192,623
3 民 生 費	146,607,508	△ 2,247,104	144,360,404
4 衛 生 費	72,119,033	△ 3,903,781	68,215,252
7 農 林 水 産 業 費	52,046,134	△ 5,394	52,040,740
8 商 工 費	127,136,822	△ 3,347,522	123,789,300
9 土 木 費	189,409,149	△ 693,603	188,715,546
10 警 察 費	45,621,041	△ 279,742	45,341,299
11 教 育 費	203,643,430	△ 1,336,551	202,306,879
12 災 害 復 旧 費	33,062,981	△ 698,510	32,364,471
13 公 債 費	121,362,642	△ 208,025	121,154,617
14 諸 支 出 金	100,004,513	△ 217,916	99,786,597
歳 出 合 計	1,160,603,906	△ 9,683,106	1,150,920,800

2 地方債補正

地域鉄道整備事業費ほか29件

限度額 △ 9,752,000千円

令和2年度長野県国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

歳入歳出予算補正

(単位:千円)

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
6 繰入金	11,655,472	△ 637,561	11,017,911
歳入合計	183,065,481	△ 637,561	182,427,920

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険事業費	183,065,481	△ 637,561	182,427,920
歳出合計	183,065,481	△ 637,561	182,427,920

財政課

長野県告示第392号

令和3年4月8日専決処分した令和3年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和3年7月12日

長野県知事 阿部守一

令和3年度長野県一般会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算補正

(単位:千円)

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金	143,041,388	3,212,730	146,254,118
13 繰越金	1	5,646	5,647
歳入合計	1,042,330,675	3,218,376	1,045,549,051

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
3 民生費	127,293,635	1,419,576	128,713,211
8 商工費	177,851,548	1,798,800	179,650,348
歳出合計	1,042,330,675	3,218,376	1,045,549,051

財政課

長野県告示第393号

令和3年5月21日専決処分した令和3年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和3年7月12日

長野県知事 阿部守一

令和3年度長野県一般会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算補正

(単位:千円)

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金	146,254,118	1,115,054	147,369,172
歳入合計	1,045,549,051	1,115,054	1,046,664,105

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
8 商工費	179,650,348	1,115,054	180,765,402
歳出合計	1,045,549,051	1,115,054	1,046,664,105

財政課

長野県告示第394号

令和3年6月11日専決処分した令和3年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和3年7月12日

長野県知事 阿部 守一

令和3年度長野県一般会計補正予算(第3号)

歳入歳出予算補正				(単位:千円)
(1) 歳入				
款	補正前の額	補正額	計	
9 国庫支出金	147,369,172	2,801,812	150,170,984	
14 諸収入	180,097,214	556,416	180,653,630	
歳入合計	1,046,664,105	3,358,228	1,050,022,333	
(2) 歳出				
款	補正前の額	補正額	計	
4 衛生費	39,222,339	3,358,228	42,580,567	
歳出合計	1,046,664,105	3,358,228	1,050,022,333	

財政課

長野県告示第395号

令和3年6月17日成立した令和3年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和3年7月12日

長野県知事 阿部 守一

令和3年度長野県一般会計補正予算(第4号)

歳入歳出予算補正				(単位:千円)
(1) 歳入				
款	補正前の額	補正額	計	
9 国庫支出金	150,170,984	5,107,638	155,278,622	
13 繰越金	5,647	296	5,943	
14 諸収入	180,653,630	10	180,653,640	
歳入合計	1,050,022,333	5,107,944	1,055,130,277	
(2) 歳出				
款	補正前の額	補正額	計	
2 総務費	47,118,533	7,289	47,125,822	
3 民生費	128,713,211	809,635	129,522,846	
8 商工費	180,765,402	4,291,020	185,056,422	
歳出合計	1,050,022,333	5,107,944	1,055,130,277	

財政課

長野県告示第396号

令和3年7月2日成立した令和3年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和3年7月12日

長野県知事 阿部 守一

令和3年度長野県一般会計補正予算(第5号)

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金	155,278,622	21,286,487	176,565,109
12 繰入金	23,212,353	147,000	23,359,353
13 繰越金	5,943	440,075	446,018
15 県債	124,739,000	41,000	124,780,000
歳入合計	1,055,130,277	21,914,562	1,077,044,839

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	47,125,822	1,055,750	48,181,572
3 民生費	129,522,846	10,136	129,532,982
4 衛生費	42,580,567	5,948,409	48,528,976
6 環境費	5,230,173	548,000	5,778,173
7 農林水産業費	43,003,321	299,843	43,303,164
8 商工費	185,056,422	13,793,081	198,849,503
11 教育費	194,904,318	259,343	195,163,661
歳出合計	1,055,130,277	21,914,562	1,077,044,839

2 地方債補正

特別支援学校整備事業費 限度額 41,000千円

財政課

長野県告示第397号

長野県看護職員修学資金貸与規程(昭和37年長野県告示第355号)の一部を次のように改正します。

令和3年7月12日

長野県知事 阿部守一

第2条第1号のア中「別表に掲げる区域」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域であつて、同条第2項の規定により公示されたもの(以下この号において「過疎地域」という。)」に改め、同号のク中「。」の次に「又は過疎地域をその区域の全部若しくは一部とする町村(次号において「過疎地域の町村」という。)」を加え、同条第2号のウ中「特定町村」の次に「又は過疎地域の町村」を加える。

別表を削る。

様式第1号中「本人氏名 ㊟」を「本人氏名」に改める。

様式第3号から様式第8号までの規定中「氏名 ㊟」を「氏名」に改める。

様式第9号中「住所 氏名 ㊟」を「住所 氏名」に改める。

様式第10号中「氏名 ㊟」を「氏名」に改める。

附則

この告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程の修学資金の返還、返還の債務の免除及び返還の債務の履行猶予に係る規定は、令和4年3月31日以後にこの告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程第2条第1号に規定する養成施設の修業年限を満了し、又は同条第2号に規定する大学院修士課程を修了する者について適用し、同日前に同条第1号に規定する養成施設の修業年限を満了し、又は同条第2号に規定する大学院修士課程を修了した者については、なお従前の例による。

医師・看護人材確保対策課

長野県告示第398号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年7月12日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
松本市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県教育委員会告示第3号

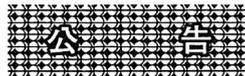
令和4年度長野県立高等学校入学者選抜要綱を次のとおり定めました。

令和3年7月12日

長野県教育委員会

- 1 要綱の名称
令和4年度長野県立高等学校入学者選抜要綱
- 2 要綱の内容
要綱の内容は、長野県教育委員会のホームページ（<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/jukense/index.html>）に掲載しました。

高校教育課



公告

長野県伊那西部土地改良区連合の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和3年7月12日

長野県上伊那地域振興局長 竹村 浩一郎

理事

新任

氏名	住所
坪木 利夫	伊那市西春近91番地1
清水 満	伊那市ますみヶ丘798番地7
鈴木 清治	伊那市西箕輪3022番地
林 智広	箕輪町大字中箕輪4761番地1
藤城 栄文	南箕輪村9893番地3
木下 尊英	南箕輪村956番地1

退任

氏名	住所
伊藤 権司	伊那市東春近10746番地81
有賀 和幸	伊那市西春近1092番地
高畑 國男	伊那市西春近5031番地1